平成２５年（フ）第２９３号
北九州市小倉南区大字呼野366番地１
債務者　白川　正史
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２７号
北九州市小倉南区沼新町３丁目４番10号
債務者　中村　美穂
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３９２号
北九州市八幡西区岩崎１丁目15番17号
債務者　池上　君恵
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４００号
北九州市八幡西区陣山２丁目２番10―406号
債務者　北川　里菜（旧姓甲斐）
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２７号
北九州市八幡西区幸神３丁目５番３―502号
債務者　高石　栄子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４号
青森県弘前市大字城東中央３丁目５番地３
ミリオンパレス弘前502号
債務者　布谷　　覚
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第９２号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字東若松61番地７　櫛引アパート
債務者　小嶋　妙子
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４７７号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地16棟407号
債務者　濱田　興司
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５８号
愛知県瀬戸市西原町１丁目54番地の２
債務者　三輪　誓子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５７号
名古屋市西区江向町４丁目55番地　浅井ビル403号
債務者　小川　直樹（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３７号
大阪府池田市畑３丁目15番11号
債務者　森林茂太郎
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９４号
大阪府吹田市山田西１丁目１番２―202号
債務者　森山　　昇
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１８号
大阪市北区西天満１丁目９番13号　パークビル中之島６階605
債務者　高木　見代
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２３号
大阪市西成区鶴見橋３丁目６番１号
債務者　岡本　洋子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３７号
大阪府豊中市上津島１丁目12番１―405号
債務者　渡邉　正史
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５５号
大阪市平野区加美北２丁目２番27―501号
債務者　田邉ひかり（旧姓松尾）
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６７号
大阪市北区中津６丁目８番33号　第一三井ビル503号室
債務者　田村　佑也
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部